USPTO、請求項の構成に応じた早期審査試行プログラムへの参加を奨励

2026年6月12日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、6月10日、特許出願の請求項が特定の条件を満足することを要件とした早期審査試行プログラム（Streamlined Claim Set Pilot Program）について、これまで必要とされていた申請手数料を同日以降の申請から免除する旨を公表[1]した。

本試行プログラムは、独立請求項が1つのみで総請求項数も10以下といった要件を満足する特許出願を対象に、請求項の構成が審査待ち期間や審査の質に与える影響を評価することを目的として2025年10月に開始された[2]。
USPTOによれば、本プログラムの申請受理件数は全ての特許審査部門（TC）合計で76件に留まっており[3]、申請に関する金銭的な障壁を撤廃することで、より多くの申請を促す狙いがある。

本プログラムに関する変更点は、申請手数料の免除のみであり、その他の申請要件や試行期間については変更されていない。
USPTOは、要件不備により申請が受理されない事態を回避するために、早期審査申請に先立ち、対象となる特許出願が2025年10月27日以前に出願されたものに限られるなどといった各申請要件を改めて確認するよう出願人に呼びかけている。

（以上）

---

[1] USPTO waives the petition fee for the Streamlined Claim Set pilot program
[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20251027.pdf
[3] https://www.uspto.gov/patents/initiatives/streamlined-claim-set-pilot-program（アクセス日：2026年6月12日）